社会福祉法人登別さいわい福祉会

身体拘束等の適正化のための指針

１．法人における基本的な考え方

身体拘束は利用者の行動の自由を制限するものであり、尊厳のある生活を拒むものである。

安易な支援方法として、身体拘束を正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束を選択することのない支援の実施に努める。

また、本人又は他利用者等の生命・身体・権利を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその行動制限を行わないこととする。

２．緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、身体拘束適正化委員会において検討を行い、身体拘束を行うことよりも、身体拘束をしないことによる危険性が高い例外的な場合において、下記３要件の全てを満たした場合には、本人・保護者への説明および同意を得た上で身体拘束を行う。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、必要最低限の身体拘束となるよう努める。

要件１	切迫性	本人又は他利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること。
要件２	非代替性	身体拘束、その他の行動制限を行うこと以外に代替えするサービスの手法が無いこと。
要件３	一時性	身体拘束、その他の行動制限が一時的であること。

身体拘束に該当する具体的な行為（虐待の手引き　厚生労働省作成より抜粋）

１）車いすやベッドなどに縛り付ける
２）手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける
３）行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
４）支援者が自分の体で利用者を押さえて行動を制限する
５）行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
６）自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する

３．身体拘束等の適正化のための具体的取組

①身体拘束適正化委員会の設置

虐待防止委員会と一体的に設置・運営する。委員会は年１回以上、必要な時にはその都度実施する。

委員会での検討内容は記録し、その結果について、従業者に周知する。

【検討事項】

・身体拘束等の実施状況に関する事項
・身体拘束に関する職員間での意識啓発について
・職員研修に関する事項
・その他身体拘束などに関する事項

②職員研修の実施

支援に携わる全職員に対し、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の実施についての職員理解を深める。

・定期的な研修（年１回以上）
・その他必要な研修

４．身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施した場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様を記録し、委員会で身体拘束の適正化に向けた確認（３要件の具体的な再検討など）を行う。

本人・保護者への説明を速やかに行い、同意を得る。

５．身体拘束発生時の基本方針

本人又は他利用者等の生命・身体・権利を擁護・保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の方針のもと行う。

①３要件の確認

切迫性・非代替性・一時性を満たす場合においてのみ身体拘束を行うこととし、安易な支援方法として身体拘束を選択しない。

②身体拘束の取り扱い

緊急やむを得ず身体拘束を行う判断は、職員個人の判断で行わず、管理者・サービス管理責任者・身体拘束適正化委員の判断のもと行う。

③身体拘束の内容の記録

身体拘束を行った場合は、その状況及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他の必要な下記の事項を記入する。

・拘束が必要となる理由
・拘束の時間帯
・特記すべき心身の状況
・拘束開始及び解除の予定